定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十一日

富山市針原中町五〇〇番地の一

株式会社クレハロ

代表取締役　福田　達也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十一日

福岡県みやま市瀬高町大江一八一八番地

堀永殖産株式会社

代表取締役　堀永　晋作

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十一日

鹿児島県鹿児島市真砂本町二四番八号

田畑建設株式会社

代表取締役　福満　吉純

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である花輪泰弘が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十一日

横浜市中区桜木町一丁目一―七

ＯＭＥＧＡ　ＡＩＲ合同㈱社

日本における代表者　花輪　泰弘

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二万四千口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十二月十四日までに当社にご提出下さい。

令和八年十一月十一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　ラム特定目的会社

取締役　田渕　安春

合併公告及び合併につき株券提出公告

左記会社は、合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和九年一月一日までに乙にご提出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）トーテックアメニティ株式会社

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月二十七日

掲載頁　八頁

（乙）トーテックビジネスサポート株式会社

掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月三日

掲載頁　一三五頁（号外第一七四号）

令和八年十一月十一日

名古屋市西区名駅二丁目二七番八号

（甲）トーテックアメニティ株式会社

代表取締役　水野　克己

名古屋市西区名駅二丁目二七番八号

（乙）トーテックビジネスサポート株式会社

代表取締役　山田　和彦

合併公告及び合併につき株券提出公告

左記会社は、合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和九年一月一日までに乙にご提出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）トーテックアメニティ株式会社

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月二十七日

掲載頁　八頁

（乙）トーテックフロンティア株式会社

掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月三日

掲載頁　一三五頁（号外第一七四号）

令和八年十一月十一日

名古屋市西区名駅二丁目二七番八号

（甲）トーテックアメニティ株式会社

代表取締役　水野　克己

名古屋市西区名駅二丁目二七番八号

（乙）トーテックフロンティア株式会社

代表取締役　岸　一光

任意清算公告

当法人は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散し、土地家屋調査士法第四十一条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定による財産の処分の方法に従い清算いたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十一日

大阪市住吉区我孫子東二丁目八番一六号

六甲ハイツ三〇七号室

土地家屋調査士法人伊賀中央

社員　徳村　真貴

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十一億八千四百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年九月十七日

掲載頁　九十一頁（号外第二〇八号）

令和八年十一月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ジェイロジスティック特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十八億六千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=38108693

令和八年十一月十一日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

ＳｉＳ　Ｊａｐａｎ　Ｉｎｎ特定目的会社

取締役　安藤　隆夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月二十二日

掲載頁　六十七頁（号外第一一四号）

令和八年十一月十一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　ラム特定目的会社

取締役　田渕　安春

訂正公告

令和八年六月三十日（号外第一四五号）掲載の第七十三期決算公告（枠組）中、住所「大分県大分市大字政所字久保田2271―2」とあるは「大分県大分市大字政所字久保田2271番地の2」の誤りにつき訂正します。

令和八年十一月十一日

大分県大分市大字政所字久保田二二七一番地の二

朝日珪酸工業株式会社

代表取締役社長　皆広　兆軒

正　誤

ページ	段	行	誤	正
九八	二	二三一下	（原稿誤り） 改正後欄 〃　〃　改正前欄	（原稿誤り） 改正後欄 〃　〃　改正前欄
〃	二	六	〃　〃　改正後欄	〃　〃　改正後欄
〃	二	終りから	令和六年十二月二十七日（号外第三百四号）国土交通省告示第千三百九十一号（港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示）	平成三十年十二月二十六日（号外第二百八十五号）国土交通省告示第千三百八十七号（港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する件）